

## 政策目的随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県がシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第 2 項第 2 号の規定により次のとおり公表する。

平成 23 年 11 月 8 日

富山県知事 石井 隆一

### 1 随意契約する事項

#### (1) 役務の名称

富山県農林水産総合技術センター水産研究所 樹木維持管理業務

#### (2) 役務の内容

富山県農林水産総合技術センター水産研究所敷地内の樹木維持管理

- ・ 剪定 松 5 本
- ・ 雪囲い及び取除き 松 1 本  
ツツジ 20 m<sup>2</sup>
- ・ 薬剤散布 松 31 本 桜 25 本 ヒバ 7 本 モミジ 1 本  
モミ 1 本 雑木 7 本 ツバキ 3 本  
カイヅカイブキ 106 本 ツツジ 20 m<sup>2</sup>

#### (3) 役務の提供を受ける期間

契約締結日～平成 24 年 3 月 26 日

### 2 契約の相手方の選定の基準

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するシルバー人材センターであること。
- ・ 役務の提供を受ける場所に所在するシルバー人材センターであること。

### 3 契約の相手方の決定方法

- ・ 該当するシルバー人材センターに見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。